

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会

TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028

URL http://rokyo.net

年末調整について

送信枚数 本紙含み 2 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年も残すところあとわずかとなり、年末調整の時期が近づいてまいりました。

既に税務署から年末調整関連の書類が届いているかと思しますので、事業所の皆様におかれましては、扶養控除等申告書、保険料控除申告書などの準備が出来次第、少しずつ整理を行って頂き、余裕を持って年末調整に取り掛かって頂ければと思います。

☆ 各控除と年末調整に必要な書類

控除の種類	控除の適用を受けるために必要なもの
扶養控除 (配偶者控除、 配偶者特別控除)	扶養控除等(異動)申告書 ※配偶者等の扶養家族にアルバイト・パート等の給与所得がある方については、「給与所得の源泉徴収票」等、25年分の所得が確認できる書類(金額の申し出だけでも結構ですが、ご本人から申告された配偶者等の収入額が実際の金額と異なっている場合は是正の対象となりますのでご注意ください)
社会保険料控除	・国民年金保険料控除証明書(必須) ・国民健康保険料等は支払った年間額が分かれば添付書類は不要(配偶者、扶養者分についても本人が保険料を負担していれば控除の対象にできます)
生命保険料控除	生命保険料控除証明書【一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険】 (各保険会社より送付)
地震保険料控除	地震、旧長期損害保険料控除証明書(各保険会社より送付)
小規模企業等掛金控除	支払証明書
住宅取得等特別控除※	・住宅取得等特別控除申告書(初年度に確定申告をしていれば、2年目以降分はまとめて税務署より送付されます) ・金融機関等が発行した借入金の年末残高等証明書 ※今年住宅を取得された方については確定申告となります

本年新たに入社された方で前職のある方は、前職分の源泉徴収票(平成25年分給与所得の源泉徴収票)をご用意下さい。

次ページからは、平成25年1月以降に変更している所得税についての改正点を掲載しています。

年末調整業務自体については、今年度は大きな変更はありません。

御社の業務PR・販路拡大・仕事のネットワーク作りにご活用ください
 「労務協会通信」と一緒に会員(現在約260社)へ向けて御社のPR文章をFAX致します。
 また、御社からDM等を郵送・FAXする際にご利用いただける組合員名簿の提供を行っています。

お問い合わせ
 お申し込みは
 労務協会担当者まで!

送信枚数 本紙含み 2 枚

平成25年1月以降実施されている所得税にかかる改正点

☑平成25年以降の所得税から、復興特別所得税が上乘せされています

・東日本大震災の復興財源として、「復興特別所得税」「復興特別法人税」が創設されました。個人が納める所得税については、平成25年から平成49年まで所得税プラス復興特別所得税を併せて源泉徴収する事となっています。

☆平成25年1月以降 源泉徴収する所得税、及び復興特別所得税の額

$$\text{給与支払金額等} \times \text{合計税率}(\%) * = \text{所得税額及び復興特別所得税額}$$

$$* \text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

☑給与等の収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額の変更について

・給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされています。(平成25年1月1日以降支払う給与から適用されています)

☆給与所得控除額(給与等の収入金額が1,000万円超の場合)

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000万円 超 1,500万円 以下	給与等の 収入金額 $\times 5\% + 170$ 万円	給与等の 収入金額 $\times 5\% + 170$ 万円
1,500万円 超		245万円

…改正点

☑特定役員等に対する退職所得金額の計算の変更について

・特定の役員等に対する退職手当等(特定役員退職手当等)^{*1}に係る退職所得の金額の計算について、退職所得控除額を控除した残額を1/2する措置が廃止されています。これにより、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額となります。(平成25年分以後の退職所得について適用されています)

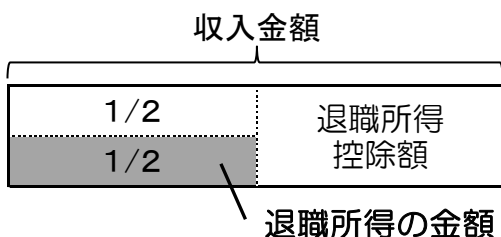
*1 「特定役員退職手当等」とは、役員等勤続年数が5年以下である人が支払いを受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けるものをいいます。

「役員等勤続年数」は、例えば退職手当等の支払いを受ける人がその支払者の下において退職の日まで引き続き勤務した場合には、その引き続き勤務した期間のうち、役員等(以下に掲げる人)として勤務した期間をいいます(役員等として勤務した期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げます)。

- ・ 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人ならびにこれら以外の者で法人の経営に従事している者
- ・ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員、国家公務員及び地方公務員

☆退職所得の金額

○ 一般の退職手当等の場合



○ 特定役員退職手当等の場合

